【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号 D-23-8

事業名 町方地区防災集団移転促進事業

事業費 8.825.893.142円

(内訳:本工事費 2,401,755,264 円、測量設計費 62,846,350 円、

用地補償費 6, 361, 291, 528 円)

事業期間 平成24年度~令和2年度

事業目的 事業地区

東日本大震災津波により壊滅的被害を受けた大槌町の中心部である「町方地区」のうち住民の居住に適当でないと認められる区域の居住者を防災集団移転促進

事業により安全な内陸部等に集団移転させるもの。

事業結果

■寺野臼澤団地

住宅団地面積: 52,889 ㎡ (住宅用地 30,215 ㎡、関連公共施設等用地 22,429 ㎡

公益的施設用地 245 m²)

整備区画数:121区画(住宅敷地 100区画、災害公営住宅 21区画)

■花輪田団地

住宅団地面積: 3,431 ㎡(住宅用地 2,567 ㎡、関連公共施設等用地 864 ㎡)

整備区画数:10区画(住宅敷地 10区画)

■大ヶ口・屋敷前団地

住宅団地面積: 4,866 ㎡(住宅用地 3,006 ㎡、関連公共施設等用地 1,860 ㎡)

整備区画数:11区画(住宅敷地 11区画)

■沢山・夏本団地

住宅団地面積: 14,395 ㎡(住宅敷地 8,709 ㎡、関連公共施設等用地 5,686 ㎡)

整備区画数:34区画(住宅敷地 34区画)

■柾内団地

住宅団地面積: 7,454 ㎡(住宅敷地 5,443 ㎡、関連公共施設等用地 2,011 ㎡)

整備区画数:20区画(住宅敷地 20区画)

■町方団地

住宅団地面積: 8,709 m² (住宅敷地 8,709 m²) 整備区画数: 35 区画 (住宅敷地 35 区画)

事業の実績に関する評価

東日本大震災津波により壊滅的被害を受けた大槌町の中心部である「町方地区」のうち、住民の居住に適当でないと認められる移転元地及び移転先団地用地 計 1,359 筆を取得し、町民の生命、財産を津波による被害から防止を図ることができた。また、高台に移転先団地を 210 区画造成し、被災者の生活再建に寄与していることから、本事業は有効性が高いものであると評価できる。

各種調査・分析・評価

- ① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価
 - (1)屋敷前団地・柾内団地

屋敷前団地・柾内団地は平成26年度に事業を開始した。柾内団地の一部については平成26年度内に工事を完成し募集申込者に土地の引き渡しを終え、残りの事業においても平成27年度初めには工事を完了し募集申込者に土地の引き渡しを終えた。これら団地は、事業規模が比較的小さく、大きな調整事項もなかったことから、町方地区の防災集団移転促進事業において先行的事業としての役割を担った。

(2) 寺野臼澤団地

寺野臼澤団地は、平たん地が少ない大槌町内陸部において、まとまった平たん 地の確保が可能な地区であり、町内でも最大の防災集団移転促進事業である。

もともと町営の野球場やテニスコートが存していたが、その立地特性から、被 災した町内の小学校、中学校を統合した仮設校舎が設置・運営されていた地区と なっており、同じく、県立大槌病院の移転先ともなっていた。また、隣接して比 較的急峻な山を抱えており、住宅団地整備に当たり実施設計において必要事項を 検討しなればならない地区でもあった。

このため、県、町関係機関とも連携し、代替の仮設グランド整備等必要な調整 を実施、平成26年2月都市計画法第29条の開発行為の認可を得て、全3工区の うち第1工区から事業を実施した。

第1工区の事業実施の間、用地買収、代替地の確保等を行い、第2工区の整備 に着手した。その後、別地区で整備を行っていた小中一貫校の新校舎開校を待っ て、仮設校舎のあった第3工区について平成28年12月整備着手した。

住宅用地の引渡しについては、平成26年12月から順次実施し、最後の工区である第3工区は整備完了後必要な手続きを行い、平成30年1月から募集申込者に土地の引き渡しを行うことができた。

結果、事業は当初の開発行為の認可時のスケジュールどおりに完了した。

宅地の利活用については、土地の募集を行うのと並行して、一部土地において 災害公営住宅を整備し、被災者の移転促進を図っている。

なお、代替の仮設グランドの確保の後、速やかに第1工区の工事に着手したが、 野球場の撤去工事は効果促進事業を活用した。

上記を踏まえ、本事業は適切に活用されていると考える。

なお、令和5年6月末現在、整備した住宅敷地210区画のうち、13区画が空き 区画となっていることから、一般募集を進めていく。

② コストに関する調査・分析・評価

(1) 工事費の高騰

被災地における工事においては、建設資機材及び労務費の高騰が生じ、またこれらが不足することで作業効率が低下することによる間接工事費の増大等により標準積算基準との乖離が発生。

これに対し、被災地積算基準の適用や間接工事費の割り増し(復興係数の導入)などの対策が講じられてきたところであるが、当地区においては、事業地区の見直し、災害公営住宅整備事業の導入等もあり、当初の想定事業費の範囲で事業を終えている。

(2) URへの委託、CM方式の導入

事業実施おいて町技術職員を補完するため、UR都市機構に事業の一部を委託。また、復興事業を従来型の契約方式で進めるには特にスピード面において限界があるため、URはコンストラクション・マネジメント(CM)方式を活用して工事を実施。官民連携の下、個別発注に要す時間や不落等による遅延を回避しつつ、設計・施工の体制を常時維持し事業を推進することが出来た。

町が直接、従来型の契約方式により事業を実施する場合に比べて、URへの委託、CMマネジメントに係る経費は要すものの、全体整備期間の短縮を図ることが可能となったものである。

被災地における工事であるため、一般的な事業と比べれば事業費を要しているが、工事規模と完成までの期間を考慮すれば妥当であると考えられる。

上記を踏まえ、本事業に要したコストは妥当であると判断する。

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

	事業期間		備考	
	計画	実績	1佣名	
調査・測量・設計	H24. 4 ~ H28. 3	H24. 4 ~ H30. 3	H24 4 ~ H28 3 H24 4 ~ H30 3 関係機関との協議調	関係機関との協議調整に時間
	1124. 4 1120. 0		を要したため	
用地買収(移転	H24. 10 ~ H26. 3	H24. 10 ~ H26. 10	遺産分割協議に時間を要した	
先)			ため	
用地買収(移転	H25.4 ~ H29.9	H25. 5 ~ R2. 10	相続人の捜索、遺産分割協議	
元)		1120.0 10 112.10	に時間を要したため	
団地整備	H25. 4 ~ H29. 12	H25. 4 ~ H29. 12		
事業全体	H24. 4 ~ H29. 12	H24. 4 ~ R3. 3	元地取得の交渉のため	

当地区は防災集団移転促進事業において基本的な整備手法となっている都市計画法 29 条に基づく開発許可申請・認可による事業である(寺野臼澤団地)。

開発許可による事業は、通常土地の買収等に時間を取られるリスクがあるが、 当地区の選定にあたっては、その遅延のリスクを避けるべく、町営の野球場やテ ニスコートの存する町有地を含む地区をタネ地とすることとした。

ただし、先に述べたように、平たん地が少ない大槌町内陸部において、まとまった平たん地の確保が可能な数少ない地区であり、被災した町内の小学校、中学校を統合した仮設校舎が設置・運営されていた地区となっていたこと、また、県立大槌病院の移転先ともなっていたこと等から、事業実施にあたり、調整事項は多岐にわたった。

第1工区は町営野球場に代替する仮設グランド整備後の平成 26 年2月速やかに着手、第2工区は民間用地の買収後の平成 27 年2月着手し、第3工区は仮設校舎の移転・撤去後の平成 28 年 12 月に着手した。

第3工区は、開発認可から2年10ヶ月後の実施となったが、上記状況を要因とするもので、事業手法をその原因とするものでなく、本事業の事業手法、期間は妥当であると評価できる。

事業担当部局

大槌町地域整備課 電話番号:0193-42-8722

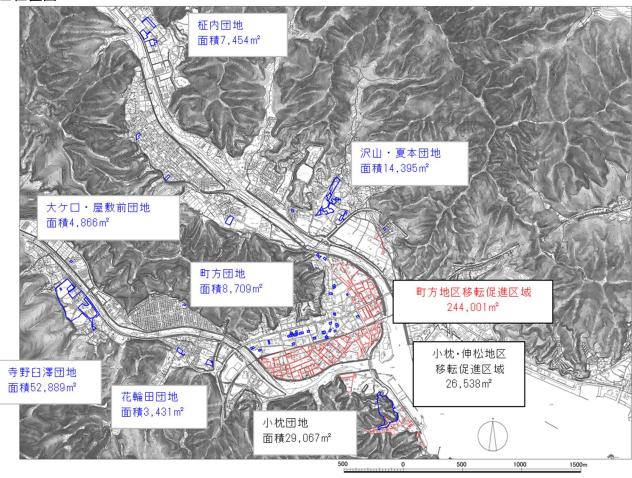
〔町方地区〕

■整備前(被災時)の状況

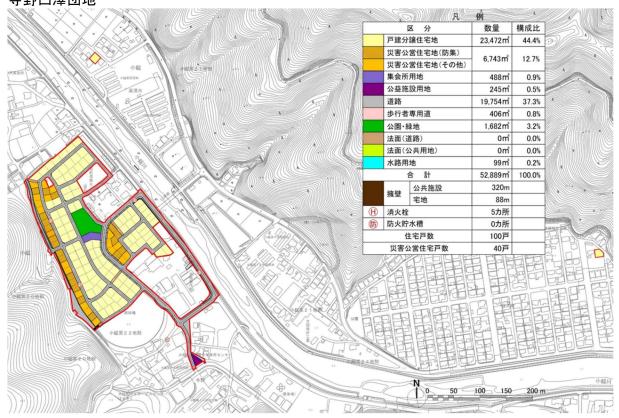


被災した町方地区 町の中心地は、役場も含め壊滅的被害を受けた。

■位置図



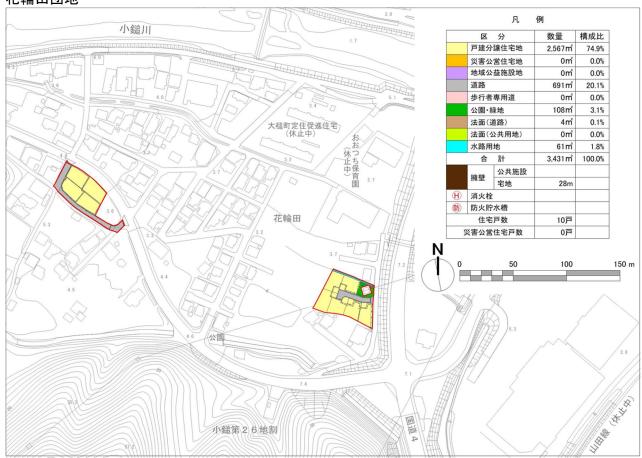
■土地利用計画図 寺野臼澤団地



■整備状況(R2.8.26 撮影)



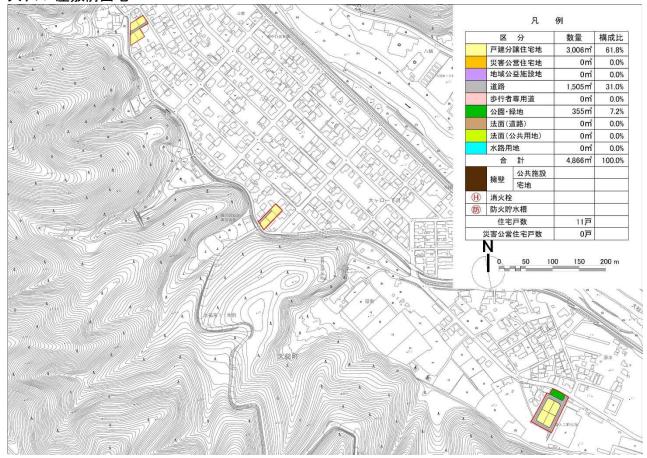
花輪田団地

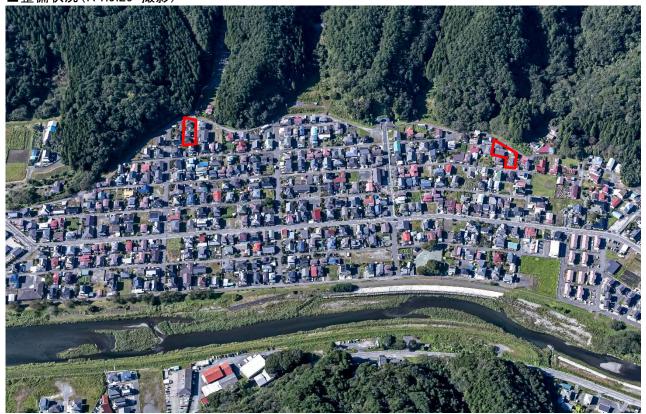


■整備状況(R2.8.26 撮影)

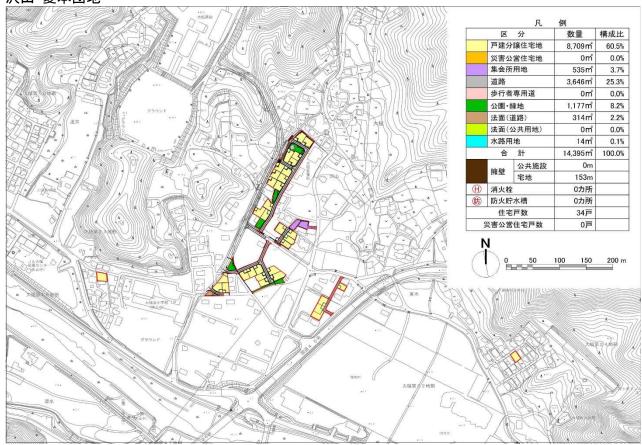


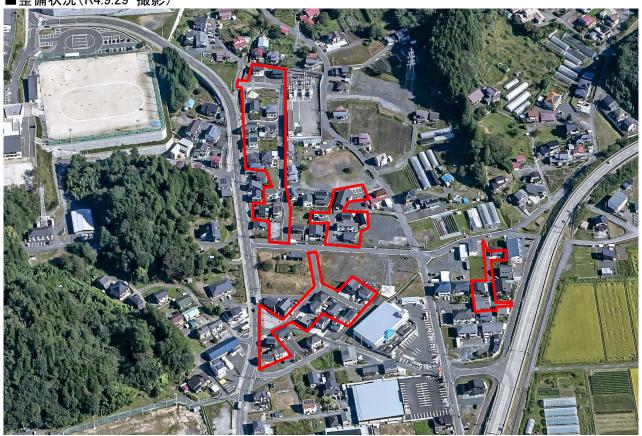
大ヶ口・屋敷前団地



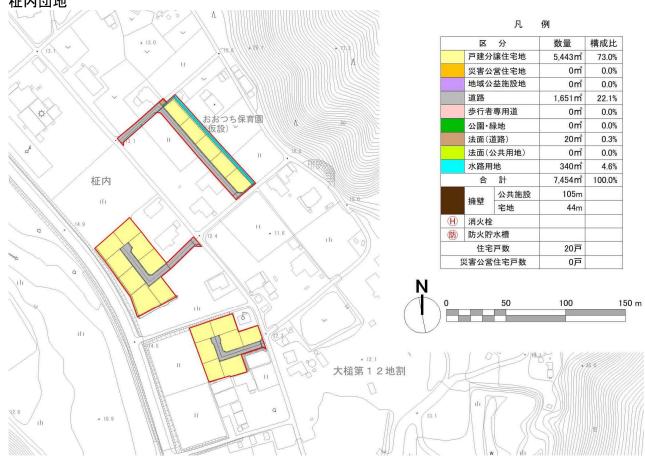


沢山•夏本団地



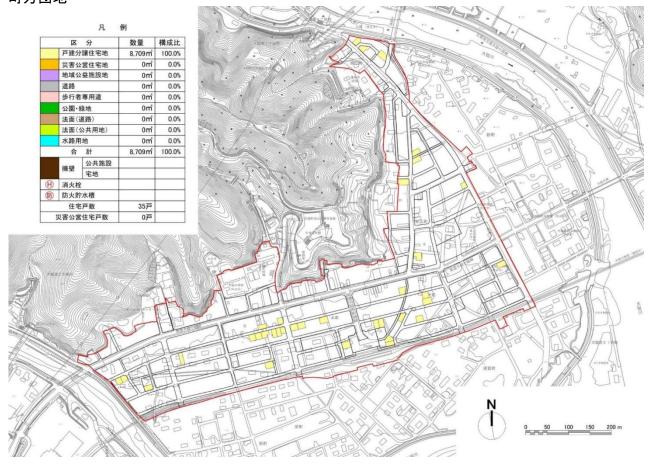


柾内団地





■土地利用計画図 町方団地





【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号 ◆D-23-8-1

事業名 大槌町防集宅地賃借管理システム整備事業

事業費 8.391.600円

(内訳:測量設計費8,391,600円)

事業期間 平成 26 年度

事業目的・事業地区

東日本大震災において、町が管理する防災集団移転先に住宅再建した被災者の土地賃借料等の収納管理を、適正かつ迅速に行うため当該システムを整備したもの。

事業結果

○「大槌町防集宅地賃借管理システム」完成 盛岡市中央通1丁目6番30号 エクナ株式会社

- ○主な要件
 - ・収納者の宛名などの情報を台帳管理
 - 収納管理
 - ・システム構造として、サーバーとクライアントPCで構成し、データのバックアップ機能を構築
- ○契約期間:平成26年8月15日から平成27年3月13日まで
- 〇設置場所
 - 大槌町役場地域整備課

事業の実績に関する評価

当システム整備を行ったことにより、防災集団移転先で土地の賃借者 271 名の情報を整理することができた。また、事務手続き等のミスも概ね未然に防ぐこともでき、将来的に応援職員及びプロパー職員の減少も考えられる中、システム導入は持続可能な管理に繋がり、事業の有効性が高いものであると評価できる。

各種調査・分析・評価

① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価

当システムを活用し、年4回の土地の賃借料の徴収を実施している。これまで、 大きなトラブルもなく、正確かつ迅速な事務処理を実施していることから、本事 業は適切に活用されていると考える。

② コストに関する調査・分析・評価

当システム導入により、本業務に要する事務量が大幅に減少し、担当者も本 業務以外の業務に専念でき、人件費コスト減にも繋がっている。

また、本システムは、町の基幹部分を担っている統合管理システムと連携する必要があったため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、統合管理システムを導入している業者と随意契約を締結しているが、他社システムを導入した場合と比べて、統合管理システムに連携するためのカスタマイズ工数及び費用が大幅に削減できている。

また、メンテナンスに係る手間及び費用も削減できていることから、本事業に係わるコストは適正であると考える。

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

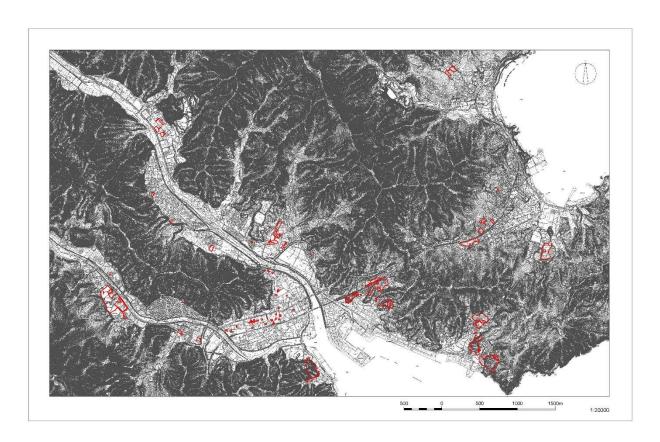
	事業期間		# *
	計 画	実 績	備考
管理システム整備	H26. 8∼H27. 3	H26. 8∼H27. 3	

事業期間は計画どおりであり、専門的な知見からのシステム開発となり、土地 賃貸借契約の適切な管理に資することから、本事業の事業手法、期間は妥当であ ると評価できる。

事業担当部局

大槌町地域整備課 電話番号:0193-42-8722

町内防集団地位置図



トップ画面(目次)



契約者照会画面



納入通知書発行画面



【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号 ★ D-23-8-63

事業名 臼澤人道橋整備事業

事業費 347.018.200 円

(内訳:本工事費 323.312.000円、測量設計費 23.706.200円)

事業期間 平成 28 年度~令和 4 年度

事業目的・事業地区

二級河川小鎚川を挟んで立地する寺野地区、三枚堂地区を結ぶ歩行者用の動線を新たに設けるもの。

現在、両地区は臼澤橋(昭和50年架設)で結ばれているが、幅員5.5mで歩車分離がされていないため、歩行者が通行する際に危険が伴うものとなっている。両地区では、防災集団移転促進事業、災害公営住宅整備事業が実施されたことで地区内人口が増加し、これに伴う交通量も増加の傾向にある。新たな動線を整備することで、歩行者に与える影響の除却を目論む。

事業結果

平成 28 年度 町道寺野線 (臼澤人道橋) 整備に伴う測量設計業務委託

9.385.200円

平成 30 年度 町道寺野線橋梁整備工事現場技術委託

4, 212, 000 円

令和元年度 町道臼澤高清水線(臼澤人道橋)修正設計業務委託

2,937,000円

令和2年度 公共土木工事資材価格調査業務委託

528.000円

令和2年度~令和4年度 町道臼澤高清水線橋梁整備工事

323, 312, 000 円

令和2年度~令和3年度 町道臼澤高清水線橋梁整備工事現場技術支援

業務委託

2, 904, 000 円

令和3年度~令和4年度 町道臼澤高清水線橋梁整備工事現場技術支援(その2)

業務委託

3,740,000円

【事業概要】

橋梁上部工 L=52.5m、W=3.0m

橋梁下部工 橋台2基、橋脚1基

道路改良(歩道新設) L=111.1m、W=3.0~3.5m

事業の実績に関する評価

臼澤人道橋が完成し車両と歩行者の動線が分離されたことから、歩行者通行時の安全性を向上させることができたほか、臼澤橋に設けていた歩行帯も撤去できたことで車両も円滑に走行可能となったため、臼澤橋の利便性向上にもつながったといえる。

各種調査・分析・評価

① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価

両地区間の連絡道路として機能しており、特に近傍バス停までの移動経路としての活用が見受けられる。

また、周辺地区住民の散策路としても利用されており、安全性の確保はもとより住民の健康増進に資する結果となっていることから、本事業は適切に活用されていると評価できる。

② コストに関する調査・分析・評価

本工事では、購入土及び他工区からの流用土を盛土し仮設作業ヤードとすることで施工スペースの確保を行った。流用土には復興事業により発生したもののほか、町単独事業等で発生したものも可能な限り利用することで購入土の多用を避けた。

また、調査設計費の積算は、設計業務等標準積算基準等により積算を行い、工事費の設計・積算は、公共土木工事標準積算基準等により積算を行い、いずれも大槌町財務規則等に基づき入札を執行し、業者を選定していることから妥当な事業費として判断できる。

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

	事業期間		備考
	計画	実績	1/# 45
調査・測量・設計	H27. 12 ~ H28. 3	H28.5 ~ R2.8	工法変更に伴う設計変更に 時間を要したため
本体工事	H28.6 ~ H30.3	R2. 10 ~ R4. 12	入札不調及び関係者協議に 伴う作業能率の低下のため

発注時点では、早期完成を目論み「仮桟橋」を用いて通年施工を行う計画としていたが、仮設材が近隣では取り扱われていなかったことから、遠隔地からの輸送を行わなければならず、コストと工期に多大な影響を与えることが分かった。そこで、「盛土により仮設作業ヤードを確保」し工事を実施することとした。非出水期のみに施工は限られたものの、工程への影響の緩和とコストを縮減し、工事を実施できた。

また、利害関係者である漁業協同組合の採捕事業等との調整により、作業能率を落とさなければならない場面もあったが、都度調整を図り事業の遂行に努めた。 度重なる入札不調により完成まで時間を要することとなったが、やむを得ない 理由であることから、本事業の事業手法は適切であったと考えられる。

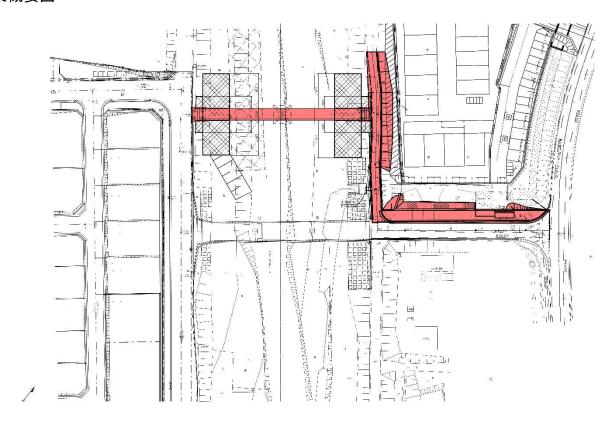
事業担当部局

大槌町地域整備課 電話番号:0193-42-8722

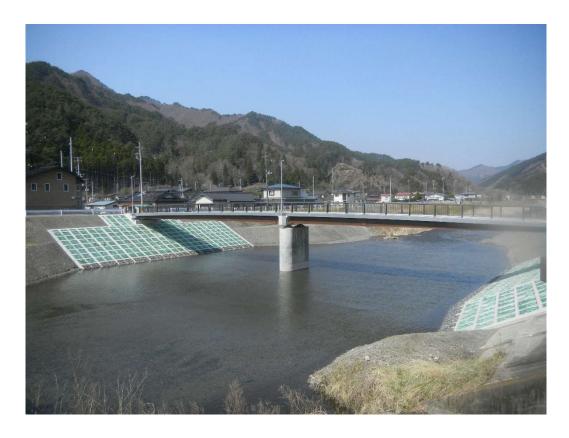
■位置図



■事業概要図



■工事完成





【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号 ★ D-23-8-68

事業名 防集移転元地に係る運動施設整備事業

事業費 2,101,002,809円

(内訳:本工事費 1,858,645,800円、測量設計費214,349,520円、

用地補償費 28,007,489 円)

事業期間 平成30年度~令和2年度

事業目的・事業地区

防災集団移転促進事業の移転先と災害公営住宅、及び県立病院の再建用地となったため、廃止された運動施設の整備を図る。

整備に要する費用削減のため、効果促進事業(「★D23-8-2 仮設グランド整備事業」、「★D23-8-19 栄町グランド整備事業」)において整備した仮設グラウンドを活用し、公式試合が可能な本設施設として、必要な機能等を追加し整備を行うもの。

事業結果

平成 30 年度~令和元年度 運動施設整備基本設計業務委託料 30.348,000 円 平成 30 年度~令和元年度 運動施設整備実施設計業務委託料 79, 886, 520 円 令和元年度~令和2年度 運動施設整備工事施工監理他補助業務 84. 282. 000 円 令和元年度~令和2年度 運動施設整備工事(その1) 1,065,191,600 円 令和元年度~令和2年度 運動施設整備工事(その2) 793, 454, 200 円 令和2年度 運動施設不動産登記等業務委託料 19,833,000 円 令和元年度 運動施設整備事業土地購入(栄町1) 177,000 円 令和元年度 運動施設整備事業土地購入(栄町2) 7.089.152 円 令和2年度 運動施設整備事業土地購入(新町1) 390,000 円 令和2年度 運動施設整備事業土地購入(新町2) 17. 403. 874 円 令和2年度 運動施設整備事業に伴う電気通信線路設備等移転補償 2,733,263 円 令和2年度 運動施設整備事業に伴う電気通信線路設備等移転補償(その2) 214, 200 円

【事業概要】

運動施設整備工事(その1)[野球場・テニスコート整備]

フィールド(軟式野球[社会人]規格、天然芝舗装 11.645 ㎡)

メインスタンド (RC 造 412.97 ㎡ 収容人数 270 人、事務室、更衣室、記録放送室他) 両翼スタンド (盛土・芝生スタンド 収容人数 各 200 人)

別棟トイレ (RC 造 75.11 m)、ダックアウト (RC 造 31.95 m) 2棟

照明塔 (LED 照明灯 内野照度:300 lx、外野照度:200 lx) 6基、防球ネット(H=10m、L=100m)、バックネット(H=10m、L=20m)、バックスクリーン1基、スコアボード1基、防火水槽(40 m³) 1基、放送設備1式、散水設備1式、テニスコート(アスファルト系舗装 1,556 m³)、駐車場、駐輪場、付帯道路L=176m

運動施設整備工事(その2)[サッカー場整備]

フィールド(125m×92m、ロングパイル人工芝舗装 11,183 m)

クラブハウス (RC 造 172.8 m²、事務室、更衣室、トイレ、倉庫他)

防球ネット(H=10m、L=58m)、フェンス(H=1.8m、L=373m)

照明塔(LED 照明灯 照度:100 lx) 4基、放送設備1式、散水設備1式

駐車場、駐輪場、防火水槽(40 m³) 1 基、構内道路(W=6m、W=3m)L=348m

付帯道路(W=12m、W=9.5m、W=6m) L=553m

事業の実績に関する評価

被災前の運動施設はスポーツを通じた住民交流の場であり、賑わいを創出する重要な施設であった。仮設施設が整備されたものの、従前の施設機能を充足しているとは言い難く、本設施設整備の強い要望があった。

本事業においては、防災集団移転促進事業で買収した移転促進区域に整備された、既設の仮設グラウンドを活用することで、費用の低減と移転元地の有効活用を図るとともに、公式競技が可能な施設として整備を実施した。

本事業によるコミュニティの再生・交流人口の拡大は、今後の活力ある街づくりの力となることが期待されることから、有効性が高い事業であると評価できる。

各種調査・分析・評価

① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価

町の賑わいを創出する中心的な施設の整備により、多くの町民が本施設を利用し、スポーツを通じた交流人口の拡大が期待される。また、町民のみならず、町外の個人及び団体からも利用されており、本事業は有効に活用されていると考える。

② コストに関する調査・分析・評価

既設の仮設グラウンドの機能を活用し、再整備することにより事業費の低減、 及び工期の短縮に成功している。

また、従前規模や類似事例と比較しても過剰な水準とならないよう設計しており、事業費の削減に努めており、施設供用開始後の維持管理コストも考慮し、省管理型の施設・製品を積極的に採用した。

なお、調査設計費の積算は、設計業務等標準積算基準等により積算を行い、工 事費の設計・積算は、公共土木工事標準積算基準等により積算を行っている。

また、契約については、「大槌町町方地区防集移転元地整備の工事施工等に関する一体的業務枠組み協定型一括発注方式に関する協定書」に基づき随意契約を締結しているが、上記の積算に基づいた設計額の範囲内であることから妥当な事業費として判断できる。

以上を踏まえ、本事業に要したコストは妥当と判断する。

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

© 15K17E1-1X17 G M1EE 73 M			
	事業期間		│ · 備考
	計画	実績	1用 行
基本設計	H30.4 ∼ H31.3	H30.4 ~ R1.11	設計監理補助対象業務の 期間延伸のため
実施設計	H31.4 ~ R1.9	H31.3 ~ R1.11	管理者協議に時間を要し たため
施設整備工事	R2. 3 ~ R3. 3	R2. 3 ~ R3. 3	

都市計画法第29条に基づく開発許可に係る管理者協議に時間を要したため、設計において計画に対し多少の遅れが生じたものの、工事は計画期間前に完工することができた。

本事業用地の大部分は、防災集団移転促進事業にて移転元地として大槌町が取得した土地であり、移転元地の有効活用事例となっている。

このことから、本事業の事業手法、期間は妥当であると評価できる。

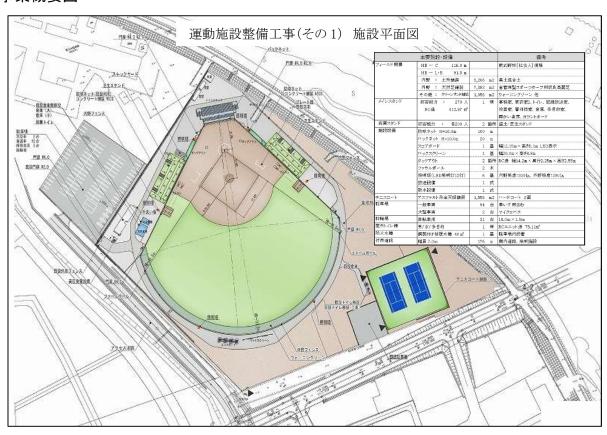
事業担当部局

大槌町地域整備課 電話番号:0193-42-8722

■位置図



■事業概要図





■事業実施前 (2019.4)



野球場・テニスコート整備前 ※既設仮設グラウンド



サッカー場整備前 ※既設仮設グラウンド隣接地

■工事完成



運動施設整備 [野球場・テニスコート]



運動施設整備 [サッカー場]



運動施設整備 [野球場・テニスコート]



運動施設整備 [サッカー場]



運動施設整備 [野球場・テニスコート]



運動施設整備 [サッカー場]

【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号 D-23-9

事業名 小枕地区防災集団移転促進事業

事業費 1,736,443,468円

(内訳:本工事費 1, 189, 113, 152 円、測量設計費 77, 140, 852 円、

用地補償費 470, 189, 464 円)

事業期間 平成24年度~令和2年度

事業目的・事業地区

東日本大震災津波により壊滅的被害を受けた大槌町の西南端に位置している「小枕地区」のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域の居住者を防災集団移転促進事業により安全な内陸部等に集団移転させるもの。

事業結果

■小枕団地

住宅団地面積: 29,067 m²(住宅用地 6,373 m²、関連公共施設等用地 22,694 m²)整備区画数: 22 区画(住宅敷地 22 区画)

事業の実績に関する評価

東日本大震災津波により壊滅的被害を受けた大槌町の西南端に位置している「小枕地区」のうち、住民の居住に適当でないと認められる移転元地及び移転先団地用地 計 222 筆を取得し、町民の生命、財産を津波による被害から防止を図ることができた。また、高台に移転先団地を 22 区画造成し、被災者の生活再建に寄与していることから、本事業は有効性が高いものであると評価できる。

各種調査・分析・評価

① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価

小枕地区は、集落のほぼ全域が壊滅的な被害を受け、近隣に居住環境を創出するためには、少なからぬ地形改変や集落の孤立などの課題がある地域であった。

移転候補地の選定については、地域復興協議会においても小枕地域の高台に移転するか、あるいは他地域に移転するか、地域で議論を重ね、戸建て意向が強かった意向調査の結果を踏まえ、小枕・伸松地域の被災世帯が小枕の高台への移転を決めた。

小枕団地は、平成 27 年 3 月に都市計画法第 29 条の開発許可を得て事業を実施し、 宅地の引渡しについては、平成 28 年 12 月から順次実施した。

上記を踏まえ、本事業は適切に活用されていると考える。なお、令和5年6月末 現在、整備した住宅敷地22区画のうち、1区画が空き区画となっていることから、 一般募集を進めていく。

② コストに関する調査・分析・評価

大槌町は、大規模な震災復興事業に関わるマンパワーが不足しており、事業を実施するにあたって、従来発注者側が担っていた業務の一部をCMRが実施することで、マンパワーを補っている。

復興事業を従来型の契約方式で進めるには特にスピード面において限界があるため、CM方式を活用して工事を実施した。

官民連携の下、個別発注に要す時間や不落等による遅延を回避しつつ、設計・施工の体制を常時維持し事業を推進することが出来た。

町が直接、従来型の契約方式により事業を実施する場合に比べて、CMマネジメントに係る経費は要すものの、全体整備期間の短縮を図ることが可能となったものである。

被災地における工事であるため、一般的な事業と比べれば事業費を要しているが、工事規模と完成までの期間を考慮すれば妥当であると考えられる。

上記を踏まえ、本事業に要したコストは妥当であると判断する。

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

	事業期間		備考
	計画	実績	1佣 右
調査・測量・設計	H24. 4 ~ H27. 6	H24. 4 ~ H27. 6	
用地買収(移転先)	H24. 10 ~ H28. 3	H25. 2 ~ H27. 6	
用地買収(移転元)	H25.4 ~ H28.3	H25. 2 ~ H30. 12	相続人の捜索、遺産分割協議に 時間を要したため
団地整備	H25. 4 ~ H28. 6	H27. 2 ~ H28. 12	関連事業の遅延のため
事業全体	H24. 4 ~ H28. 6	H24. 4 ~ R3. 3	元地取得の交渉のため

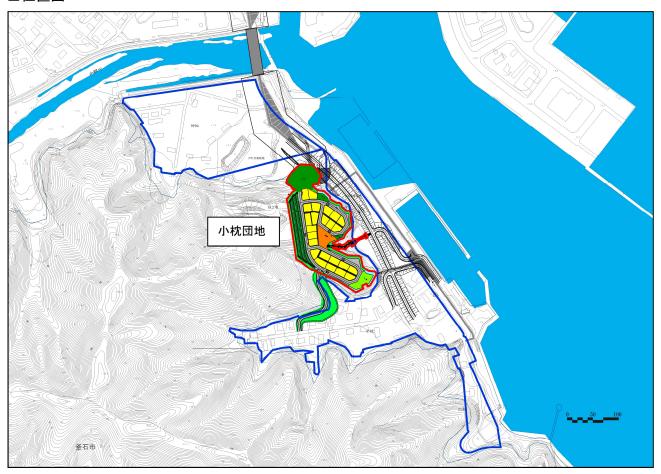
開発許可による事業は、通常土地の買収等に時間を取られるリスクがあるが、当地区の選定にあたっては、まとまった面積が地権者から合意を得られたことから、 移転戸数を増やすことが可能になった。

宅地造成工事の完了は、計画より約6ヶ月遅れることとなったが、関連する防潮 堤事業の遅延によるものであり、やむを得ない理由であったことから、本事業の事 業手法、期間は妥当であると評価できる。

事業担当部局

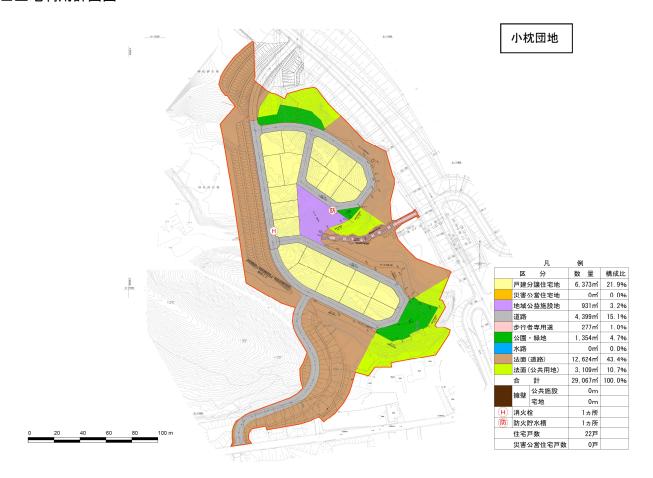
大槌町地域整備課 電話番号:0193-42-8722

■位置図



■整備前の状況(H26.4.1 撮影)





■整備状況(R2.8.26 撮影)



【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号 D-23-10

事業名 安渡地区防災集団移転促進事業

事業費 4.910.057.309 円

(内訳:本工事費1,869,423,513円、測量設計費269,399,273円、

用地補償費 2,771,234,523 円)

事業期間 平成24年度~令和2年度

事業目的・事業地区

東日本大震災津波により壊滅的被害を受けた大槌町の東部に位置している「安渡地区」のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域の居住者を防災集団移転促進事業により安全な内陸部等に集団移転させるもの。

事業結果

■二渡神社裏団地(安渡①団地)

住宅団地面積: 26,052 m² (住宅用地 6,649 m²、関連公共施設等用地 19,403 m²) 整備区画数: 27 区画 (住宅敷地 27 区画)

■大仏様裏団地(安渡②団地)

住宅団地面積: 10,968 m²(住宅用敷地 3,752 m²、関連公共施設等用地 7,216 m²) 整備区画数: 14 区画(住宅敷地 14 区画)

■安渡小東団地(安渡③団地)

住宅団地面積: 4,454 m² (住宅用敷地 2,533 m²、関連公共施設等用地 1,921 m²) 整備区画数: 10 区画(住宅敷地 10 区画)

■古学校団地(安渡4)団地)

住宅団地面積: 10,624 m² (住宅用敷地 3,576 m²、関連公共施設等用地 7,048) 整備区画数: 14 区画(住宅敷地 14 区画)

事業の実績に関する評価

東日本大震災津波により壊滅的被害を受けた大槌町の東部に位置している「安渡地区」のうち、住民の居住に適当でないと認められる移転元地及び移転先団地用地 計707筆を取得し、町民の生命、財産を津波による被害から防止を図ることができた。また、高台に移転先団地を65区画造成し、被災者の生活再建に寄与していることから、本事業は有効性が高いものであると評価できる。

各種調査・分析・評価

① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価

安渡地区は、平地が狭く、その背後に山地が迫っている地形であるため、狭い 平地に住家が密集する地域であった。

移転候補地の選定については、住民意向調査の希望状況を踏まえ、切土による 宅地造成の規模が過剰にならないよう計画をした結果、安渡地区では、4つの防 災集団移転団地の計画がされた。

二渡神社団地は、平成 26 年 12 月に都市計画法の一団地の住宅施設としての事業認可を得て事業を実施し、宅地の引渡しについては、平成 29 年 7 月から順次実施した。

大仏様団地は、平成 27 年 10 月に都市計画法第 29 条の開発許可を得て事業を実施し、宅地の引渡しについては、平成 28 年 12 月から順次実施した。

安渡小東団地は、平成 28 年 1 月に都市計画法第 29 条の開発許可を得て事業を 実施し、宅地の引渡しについては、平成 29 年 3 月から順次実施した。

古学校団地は、平成29年2月に都市計画法第29条の開発許可を得て事業を実施し、宅地の引渡しについては、平成30年7月から順次実施した。

上記を踏まえ、本事業は適切に活用されていると考える。

なお、令和5年6月末現在、整備した住宅敷地65区画のうち、4区画が空き区画となっていることから、一般募集を進めていく。

② コストに関する調査・分析・評価

大槌町は、大規模な震災復興事業に関わるマンパワーが不足しており、事業を 実施するにあたって、従来発注者側が担っていた業務の一部をCMRが実施する ことで、マンパワーを補っている。

復興事業を従来型の契約方式で進めるには特にスピード面において限界があるため、CM方式を活用して工事を実施した。

官民連携の下、個別発注に要す時間や不落等による遅延を回避しつつ、設計・施工の体制を常時維持し事業を推進することが出来た。

町が直接、従来型の契約方式により事業を実施する場合に比べて、CMマネジメントに係る経費は要すものの、全体整備期間の短縮を図ることが可能となったものである。

被災地における工事であるため、一般的な事業と比べれば事業費を要しているが、工事規模と完成までの期間を考慮すれば妥当であると考えられる。

上記を踏まえ、本事業に要したコストは妥当であると判断する。

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

● すれ 1 点 1 - 入 7 0 m 五 7 7 1 m m			
	事業期間		│ │
	計画	実績	1/# 25
調査・測量・設計	H24. 4 ~ H28. 2	H24.4 ~ H27.6	
用地買収(移転 先)	H26.1 ~ H28.3	H25. 12 ~ H29. 11	事業用地所有者の特定に時間 を要したため
用地買収(移転 元)	H25.1 ~ H28.3	H25. 1 ~ R2. 3	相続人の捜索、遺産分割協議 に時間を要したため
団地整備	H25. 4 ~ H29. 7	H26. 7 ~ H30. 3	用地取得に時間を要したため
事業全体	H24.4 ~ H29.6	H24. 4 ~ R3. 3	元地取得の交渉のため

開発許可による事業は、通常土地の買収等に時間を取られるリスクがあるが、 当地区の選定にあたっては、まとまった面積が地権者から合意を得られたことか ら、移転戸数を増やすことが可能になった。

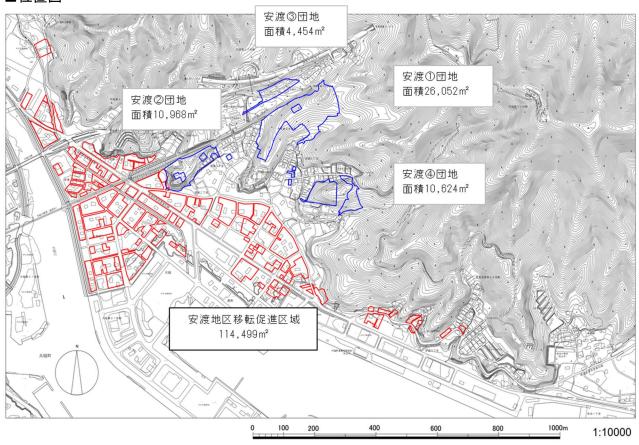
また、事業用地の一部に所有者を特定できない土地が存在したが、復興特区法の都市計画決定及び都市計画事業の認可の特例と、収用適格事業の要件緩和の特例を活用することで、収用が可能となり、国、県、町が連携を深めながら迅速に取り組むことができた。

宅地造成工事の完了は、古学校団地において、計画より約8ヶ月遅れることとなったが、用地取得に時間を要したためであり、やむを得ない理由であったことから、本事業の事業手法、期間は妥当であると評価できる。

事業担当部局

大槌町地域整備課 電話番号:0193-42-8722

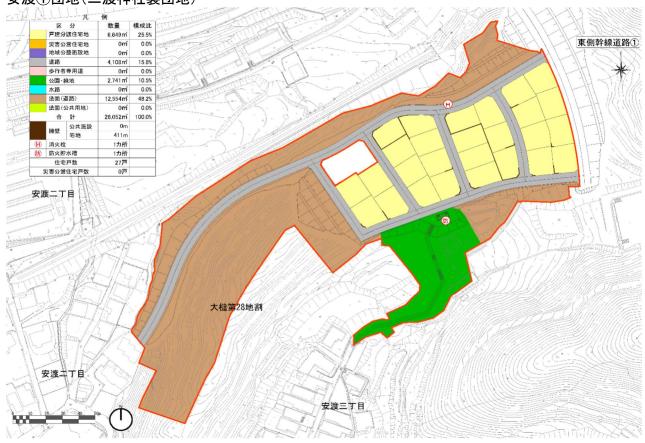
■位置図



■整備前の状況(H26.4.1 撮影)



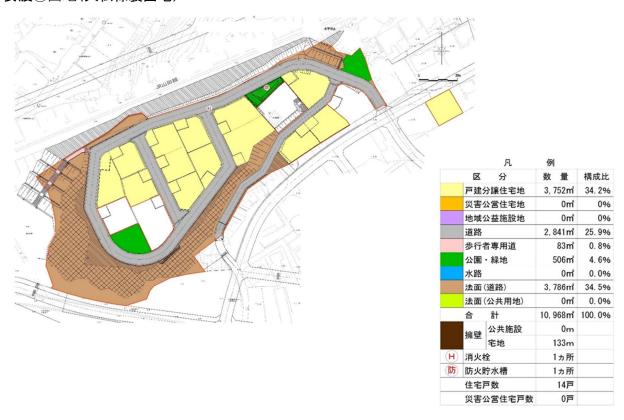
安渡①団地(二渡神社裏団地)



■整備状況(R2.8.26 撮影)



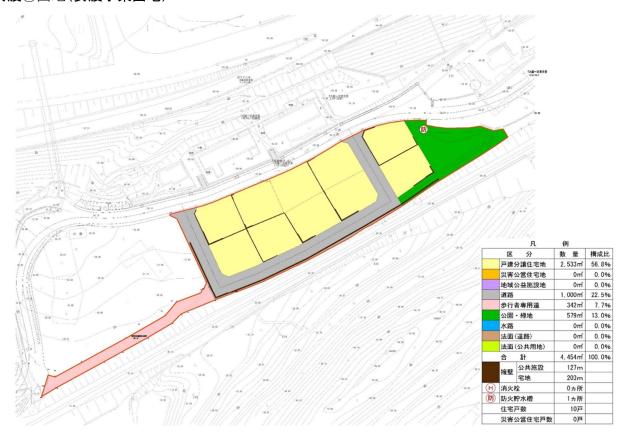
■土地利用計画図 安渡②団地(大仏様裏団地)





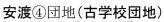


■土地利用計画図 安渡③団地(安渡小東団地)



■整備状況(R2.8.26 撮影)







■整備状況(R2.8.26 撮影)



【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号 D-23-11

事業名 吉里吉里地区防災集団移転促進事業

事業費 4.937.397.349円

(内訳:本工事費 2,317,474,352 円、測量設計費 240,609,570 円、

用地補償費 2, 379, 313, 427 円)

事業期間 平成24年度~令和2年度

事業目的・事業地区

東日本大震災津波により壊滅的被害を受けた大槌町の北部に位置している「吉里吉里地区」のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域の居住者を防災集団移転促進事業により安全な内陸部等に集団移転させるもの。

事業結果

■四丁目団地(吉里吉里①団地)

住宅団地面積: 7,691 ㎡(住宅用地 5,401 ㎡、関連公共施設等用地 2,290 ㎡)

整備区画数:18区画(住宅敷地 18区画)

■ラフター北団地(吉里吉里②団地

住宅団地面積: 18, 169(住宅用地 10, 098 ㎡、関連公共施設等用地 8, 071 ㎡)

整備区画数:35区画(住宅敷地 35区画)

■跨線橋東団地(吉里吉里③団地)

住宅団地面積: 10,972 ㎡(住宅用地 4,290 ㎡、関連公共施設等用地 6,682 ㎡)

整備区画数:13区画(住宅敷地 13区画)

事業の実績に関する評価

東日本大震災津波により壊滅的被害を受けた大槌町の北部に位置している「吉里吉里地区」のうち、住民の居住に適当でないと認められる移転元地及び移転先団地用地 計 443 筆を取得し、町民の生命、財産を津波による被害から防止を図ることができた。また、高台に移転先団地を 66 区画造成し、被災者の生活再建に寄与していることから、本事業は有効性が高いものであると評価できる。

各種調査・分析・評価

① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価

吉里吉里地区は、平地が狭く、その背後に山地が迫っている地形であるため、狭い平地に住家が密集する地域であった。

移転候補地の選定については、住民意向調査の希望状況を踏まえ、切土による宅 地造成の規模が過剰にならないよう計画をした結果、吉里吉里地区では、3つの防 災集団移転団地の計画がされた。

四丁目団地は、平成 26 年 11 月に都市計画法第 29 条の開発許可を得て事業を実施し、宅地の引渡しについては、平成 27 年 7 月から順次実施した。

ラフター北団地は、平成 27 年 6 月に都市計画法第 29 条の開発許可を得て事業を 実施し、宅地の引渡しについては、平成 28 年 7 月から順次実施した。

跨線橋東団地は、平成 26 年 11 月に都市計画法第 29 条の開発許可を得て事業を 実施し、宅地の引渡しについては、平成 28 年 3 月から順次実施した。

上記を踏まえ、本事業は適切に活用されていると考える。なお、令和5年6月末

現在、整備した住宅敷地 66 区画のうち、2区画が空き区画となっていることから、 一般募集を進めていく。

② コストに関する調査・分析・評価

大槌町は、大規模な震災復興事業に関わるマンパワーが不足しており、事業を実施するにあたって、従来発注者側が担っていた業務の一部をCMRが実施することで、マンパワーを補っている。

復興事業を従来型の契約方式で進めるには特にスピード面において限界があるため、CM方式を活用して工事を実施した。

官民連携の下、個別発注に要す時間や不落等による遅延を回避しつつ、設計・施工の体制を常時維持し事業を推進することが出来た。

町が直接、従来型の契約方式により事業を実施する場合に比べて、CMマネジメントに係る経費は要すものの、全体整備期間の短縮を図ることが可能となったものである。

被災地における工事であるため、一般的な事業と比べれば事業費を要しているが、工事規模と完成までの期間を考慮すれば妥当であると考えられる。

上記を踏まえ、本事業に要したコストは妥当であると判断する。

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

	事業期間		備考			
	計画	実績	1佣 存			
調査・測量・設計	H24. 4 ~ H27. 8	H24.4 ~ H27.6				
用地買収(移転先)	H25. 1 ~ H26. 3	H25.6 ~ H26.3				
用地買収(移転元)	H25. 1 ~ H28. 3	H25. 2 ~ H30. 8	相続人の捜索、遺産分割協議に 時間を要したため			
団地整備	H25. 4 ~ H28. 9	H25. 9 ~ H28. 7				
事業全体	H24. 4 ~ H28. 9	H24. 4 ~ R3. 3	元地取得の交渉のため			

開発許可による事業は、通常土地の買収等に時間を取られるリスクがあるが、当地区の選定にあたっては、まとまった面積が地権者から合意を得られたことから、 移転戸数を増やすことが可能になった。

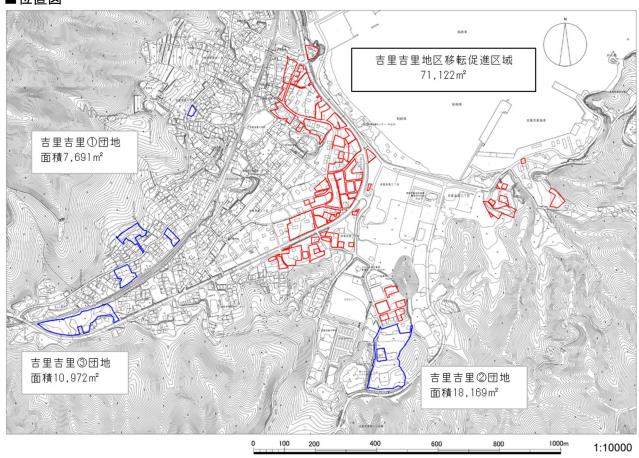
また、事業用地の一部に所有者を特定できない土地が存在したが、復興特区法の都市計画決定及び都市計画事業の認可の特例と、収用適格事業の要件緩和の特例を活用することで、収用が可能となり、国、県、町が連携を深めながら迅速に取り組むことができた。

なお、宅地造成工事は計画期間内に完了し被災者に引き渡していることから、本事業の事業手法、期間は妥当であると評価できる。

事業担当部局

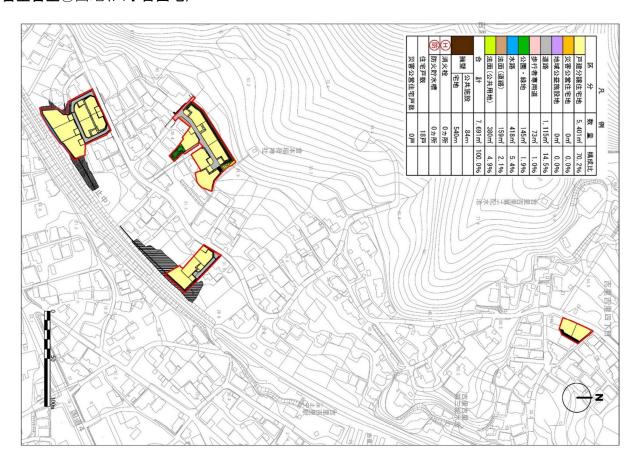
大槌町地域整備課 電話番号:0193-42-8722

■位置図





■土地利用計画図 吉里吉里①団地(四丁目団地)





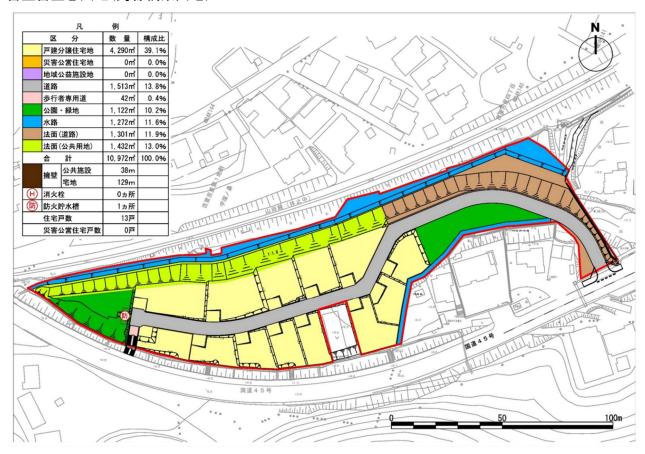
■土地利用計画図 吉里吉里②団地(ラフター北団地)





■土地利用計画図

吉里吉里③団地(跨線橋東団地)





【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号 D-23-12

事業名 浪板地区防災集団移転促進事業

事業費 748.895.782 円

(内訳:本工事費 331.361.727円、付帯工事費 955.536円、

測量設計費 67, 817, 697 円、用地補償費 348, 760, 822 円)

事業期間 平成24年度~令和2年度

事業目的・事業地区

東日本大震災津波により壊滅的被害を受けた大槌町の北東端に位置している「浪板地区」のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域の居住者を防災集団移転促進事業により安全な内陸部等に集団移転させるもの。

事業結果

■縦貫道上団地 (浪板①団地)

住宅団地面積: 7.011(住宅用地 3.630 ㎡、関連公共施設用地 3.381 ㎡)

整備区画数:11区画(住宅敷地 11区画)

事業の実績に関する評価

東日本大震災津波により壊滅的被害を受けた大槌町の北東端に位置している「浪板地区」のうち、住民の居住に適当でないと認められる移転元地及び移転先団地用地 計 99 筆を取得し、町民の生命、財産を津波による被害から防止を図ることができた。また、高台に移転先団地を 11 区画造成し、被災者の生活再建に寄与していることから、本事業は有効性が高いものであると評価できる。

各種調査・分析・評価

① 事業の結果の活用状況に関する調査・分析・評価

浪板地区は、平地が狭く、その背後に山地が迫っている地形であるため、狭い平地に住家が密集する地域であった。

移転候補地の選定については、住民意向調査の希望状況を踏まえ、切土による宅地造成の規模が過剰にならないよう計画をした結果、浪板地区では、1つの防災集団移転団地の計画がされた。

縦貫道上団地の宅地引渡しについては、平成27年7月から順次実施した。

浪板地区全体で 11 宅地の整備をおこなったが、空き区画はなく、住宅施設の秩序ある整備が図られていることから、本事業は適切に活用されていると考える。

② コストに関する調査・分析・評価

大槌町は、大規模な震災復興事業に関わるマンパワーが不足しており、事業を実施するに当たって、従来発注者側が担っていた業務の一部をCMRが実施することで、マンパワーを補っている。

復興事業を従来型の契約方式で進めるには特にスピード面において限界があるため、CM方式を活用して工事を実施した。

官民連携の下、個別に要す時間や不落等による遅延を回避しつつ、設計・施工の体制を常時維持し事業を推進することが出来た。

町が直接、従来型の契約方式により事業を実施する場合に比べて、CMマネジメントに係る経費は要すものの、全体整備期間の短縮を図ることが可能となったものである。

被災地における工事であるため、一般的な事業と比べれば事業費を要しているが、工事の規模と完成までの期間を考慮すれば妥当であると考えられる。 上記を踏まえ、本事業に要したコストは妥当であると判断する。

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

	事業期間		備考
	計画	実績	1/#1/5
調査・測量・設計	H24. 4 ~ H27. 5	H24.4 ~ H27.6	
用地買収(移転先)	H25. 7 ~ H26. 3	H25. 10 ~ H26. 12	遺産分割協議に時間を要した ため
用地買収(移転元)	H24. 10 ~ H28. 3	H25.3 ~ H29.3	相続人の捜索、遺産分割協議に 時間を要したため
団地整備	H25. 4 ~ H27. 5	H26. 7 ~ H27. 5	
事業全体	H24. 4 ~ H28. 3	H24. 4 ~ R3. 3	元地取得の交渉のため

開発許可による事業は、通常土地の買収等に時間を取られるリスクがあるが、当地区の選定にあたっては、まとまった面積が地権者から合意を得られたことから、 移転戸数を増やすことが可能となった。

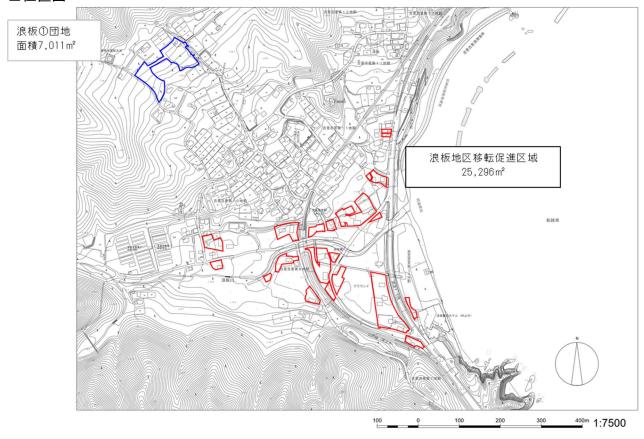
また、事業用地の一部に所有者を特定できない土地が存在したが、復興特区法の都市計画決定及び都市計画事業の認可の特例と収用適格事業の要件緩和の特例を活用することで収用が可能となり、国、県、町が連携を深めながら迅速に取り組むことができた。

なお、宅地造成工事は計画期間内に完了し被災者に引き渡していることから、本事業の事業手法、期間は妥当であると評価できる。

事業担当部局

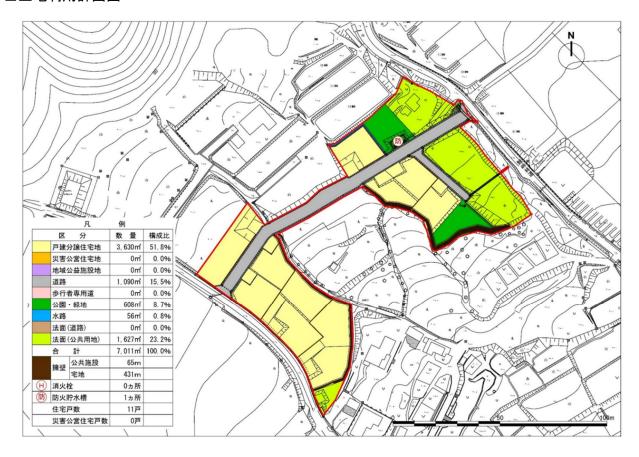
大槌町地域整備課 電話番号: 0193-42-8722

■位置図





■土地利用計画図





【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号 E-1-1

事業名 低炭素社会対応型浄化槽集中導入事業

事業費 75.107.000 円

(内訳:本工事費 75.107.000 円)

事業期間 平成 24 年度~平成 30 年度

事業目的・事業地区

復興地域の浄化槽整備を促進するため、被災した地域及び高台移転等により新たに住居を建築する地域において低炭素社会対応型浄化槽を設置する者に対して設置費用を助成するとともに、共同利用施設として設置するために必要な費用を助成するもの。

事業結果

平成 24 年度 申請件数: 16 件 補助金額: 7,408,000 円 平成 25 年度 申請件数: 49 件 補助金額: 20,212,000 円 平成 26 年度 申請件数: 38 件 補助金額: 16,011,000 円 平成 27 年度 申請件数: 33 件 補助金額: 12,773,000 円 平成 28 年度 申請件数: 30 件 補助金額: 11,628,000 円 平成 29 年度 申請件数: 15 件 補助金額: 5,315,000 円 平成 30 年度 申請件数: 5 件 補助金額: 1,760,000 円

【事業内容】

浄化槽設置に係る費用に対し補助金を交付(設置人槽別、1件当たり上限額)

5 人槽 補助額: 352,000 円 6~7 人槽 補助額: 441,000 円 8 人槽以上 補助額: 588,000 円

事業の実績に関する評価

東日本大震災津波により甚大な被害を受けた沿岸部から非浸水区域の内陸部等へ住宅再建(自主移転)する世帯で、再建先が下水道事業区域外になっている場合、低炭素社会対応型浄化槽を設置する者に対して、必要な費用を助成することで、汚水及び生活雑排水の適正な処理を図り、復興地域の生活環境の保全と公衆衛生の向上を促進したことから、有益な事業であると評価できる。

各種調査・分析・評価

① 事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価

平成 30 年度末時点において、東日本大震災に被災し下水道事業区域外に移転した世帯 184 世帯に対して、合併浄化槽設置に係る費用を助成したことにより、下水道区域外の環境保全及び公衆衛生の向上を促進しており、本事業は適切に活用されていると考える。

② コストに関する調査・分析・評価

補助額の算定方法として、当町では下水道事業区域外に合併浄化槽を設置する 世帯に対して、上記金額と同額の補助金を交付している。このことにより、被災 の有無に関わらず、補助額の過小過大なく当町全体の水洗化率の向上を促進して いることから、本事業に要したコストは妥当であると判断する。

③ 事業手法に関する調査・分析・評価

	事業期間		/#. **	
	計画	実績	備考	
補助金事業	H24. 4 ~ H28. 3	H24.4 ~ H31.3	被災者の住宅再建に合わせたため	

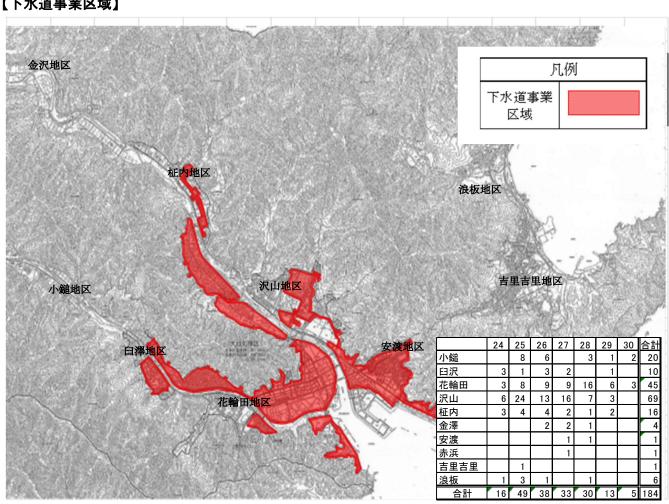
東日本大震災に被災したことにより、下水道事業区域を拡大することより、既設下水道施設を復旧させることが優先事項となった。被災していない内陸部に住居再建する世帯が多く、当該地区を下水道事業区域にするには多大な時間を要し、被災した世帯の住宅再建を遅らせる可能性もあったことから、低炭素社会対応型浄化槽の設置に係る費用を助成したことにより、住宅再建時期を遅らせることなく、住宅移転を促進出来た。

また、被災者の住宅再建に合わせ事業期間を延伸していることから、本事業の事業手法、期間は妥当であると評価できる。

事業担当部局

大槌町上下水道課 電話番号: 0193-42-8719

参考 【下水道事業区域】



【浄化槽設置施工例】

掘削



水張り・水平確認



排水管敷設



浄化槽本体据付



埋戻



放流先

